

国 運 審 第 2 0 号
平成 2 0 年 8 月 2 8 日

国土交通大臣 谷 垣 禎 一 殿

運輸審議会会長 榊 誠

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る緊急調整地域の指定について

平 2 0 第 5 0 0 1 号

平成 2 0 年 7 月 2 4 日付け国自旅第 1 6 9 号をもって諮問された上記の事案については、平成 2 0 年 7 月 2 8 日から 2 9 日の 2 日間現地の状況を調査するとともに、平成 2 0 年 8 月 7 日参考人からの意見を聴取したほか、当審議会に提出された資料その他によって審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

道路運送法第8条第1項の規定に基づき、仙台市を一般乗用旅客自動車運送事業に係る緊急調整地域に指定することは、平成20年9月1日から平成22年8月31日までの間に限り認めることが適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、平成20年1月9日から同年8月31日までの間にわたり緊急調整地域（道路運送法第8条第1項の一般乗用旅客自動車運送事業に係る緊急調整地域をいう。以下同じ。）として指定した仙台市（道路運送法施行規則第5条に基づき東北運輸局長が定める営業区域の「仙台市」をいう。以下同じ。）について、一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力が輸送需要量に対して著しく過剰となっており、当該供給輸送力が更に増加することにより、輸送の安全及び旅客の利便を確保することが困難となるおそれがあると認めて、平成20年9月1日から平成23年1月8日までの間（平成20年1月9日の当初指定から通算して3年間）、引き続き仙台市を緊急調整地域として指定することを予定している。
2. 緊急調整地域の指定を継続するか否かは、1日1車当たりの実車キロ及び営業収入が前年度と比較して減少している場合であって、かつ、走行距離当たりの事故件数及び重大事故件数、一定の安全関係の法令違反件数並びに利用者からの苦情件数の動向、改善計画の実施状況、その他当該地域の状況を総合的に判断し、引き続き、輸送の安全及び旅客の利便を確保することが困難となるおそれがあると認められる場合に指定を継続するとする要件が定められている。
また、指定期間については、毎年9月1日を目途に3年を超えない範囲（既指定地域は当初の指定を受けた日から3年を超えない範囲）内で期間を定めて行うこととしている。
3. 当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明、現地調査、

参考人（学識経験者2人）から聴取した意見等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。なお、本件について公聴会開催の申請はなかった。

（1）国土交通大臣が定めた各要件については、

① 平成19年度の1日1車当たりの実車キロは66.4キロ、営業収入は24,936円であり、いずれも平成18年度と比較して減少している。

② 平成19年度における走行100万キロ当たりの重大事故件数は0.045件で前年度に比べ減少しているものの、走行100万キロ当たりの事故件数は8.832件で、前年度に比べ増加し全国平均を上回っていること。平成19年度における法令違反件数は40件、うち改善基準告示違反は5件、利用者からの苦情件数は57件、うち接客態度不良以外の苦情は48件となっており、法令違反件数及び利用者からの苦情件数は、総じて改善の傾向が見られないこと。改善計画の実施状況も、現段階では未実施の取組みも多く、今後さらに取組みを強化していく必要があることなど、仙台市の状況を総合的に判断し、輸送の安全及び旅客の利便を確保することが困難となるおそれがあると認められる場合となっている。

（2）当審議会が行った現地調査においても、仙台市中央部においては、タクシーの2重駐車問題は解消されたものの、引き続き、供給輸送力過剰によるタクシーの客待ちが安全かつ円滑な交通の支障となる等市民生活、経済活動に悪影響を及ぼすこととなっていることが確認された。

このような状況のなかで、仙台市、宮城県警等から仙台市を引き続き緊急調整地域として長期にわたり指定することを期待する意見が出されている。

また、参考人からの意見聴取においても、仙台市におけるタクシーの供給輸送力は過剰であり、引き続き緊急調整地域として指定すべきである旨の意見が述べられた。

（3）以上の状況にかんがみると、仙台市は、一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力が輸送需要量に対して著しく過剰となっており、

当該供給輸送力が更に増加することにより、輸送の安全及び旅客の利便を確保することが困難となるおそれがあると認められる。このため、国土交通大臣が仙台市を緊急調整地域として引き続き指定することはやむを得ないものであると認める。

(4) ただし、指定期間については、指定に伴い実施されるタクシー事業構造改善計画の達成に必要な期間と、営業の自由を制限する極めて権利制限性の強い緊急調整措置を長期間継続することの問題とを勘案し、平成20年9月1日から平成22年8月31日までとすることが適当である。

(5) なお、指定期間については、少数意見として、「緊急調整措置が営業の自由を制限する極めて権利制限性の強い措置であり、いたずらに長期にわたり指定することは適当でないことから、当初の指定から通算して2年間となる平成20年9月1日から平成22年1月8日までとすることが適当である。」との意見が出された。

4. 当審議会は、国土交通大臣に対し、次の事項について要望する。

(1) 国土交通大臣は、仙台市におけるタクシーに係る各種指標等の改善状況及びタクシー業界の取り組み状況について、1年後を目途に当審議会上に報告するとともに、対外的にも公表し、輸送の安全及び旅客の利便を確保することが困難となるおそれがなくなったと認められる場合には、早期に指定の解除を行うこと。

(2) 仙台市におけるタクシー事業者に対して実働車両数の見直し等の経営効率化を図るよう指導を徹底するとともに、観光、介護・福祉等の需要拡大を図るよう環境整備を行うなど、仙台市におけるタクシー事業の需給バランスの回復のために実効性のある対策を講ずること。